



島根県報

令和3年10月15日（金）

号外 第 113 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【条 例】

島根県県税条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	3
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	(防災危機管理課)	4
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例	(青少年家庭課)	5
島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例	(都 市 計 画 課)	6
島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例	(下水道推進課)	7

公布された条例等のあらまし

◇島根県県税条例の一部を改正する条例（条例第34号）

1 条例の概要

県民税の法人税割の超過課税の適用期限を令和9年3月31日まで5年間延長することとした。（附則第7項関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（条例第35号）

1 条例の概要

災害が発生するおそれがある場合であって、災害対策基本法の規定により特定災害対策本部等が設置されたときに、市町村の区域内において被害を受けるおそれがあり現に救助を必要とする者に対する救助の実施について各市町村に権限移譲することとした。（第2条の表第7号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（条例第36号）

1 条例の概要

乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長の任用要件のうち、児童福祉事業又は社会福祉事業に従事していた期間を勘案するものについて、相談援助業務に従事していた期間を勘案することとした。（第29条・第37条・第58条・第94条・第102条関係）

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例（条例第37号）

1 条例の概要

屋外広告物等の適正な管理を図るための次に掲げる規定の整備（第11条の3関係）

(1) 広告物の表示又は掲出物件の設置に係る知事の許可の期間の更新を受けようとする者は、当該許可の更新の申請をするまでに、当該許可に係る広告物又は掲出物件の本体等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならないこと。

(2) (1)の点検は、規則で定める規模を超える広告物又は掲出物件については、広告物又は掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則で定める者にさせなければならないこと。

2 施行期日

令和4年4月1日から施行することとした。

◇島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例（条例第38号）

1 条例の概要

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理（第2条・第7条関係）

2 施行期日

特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律附則第1条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行することとした。

島根県県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 10 月 15 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 34 号

島根県県税条例の一部を改正する条例

島根県県税条例（昭和51年島根県条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第 7 項中「令和 4 年 3 月 31 日」を「令和 9 年 3 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 10 月 15 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 35 号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年島根県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表第 7 号左欄中「第 2 条」を「第 2 条第 1 項」に改め、「ものを除く。）」の次に「及び法第 2 条第 2 項の規定による救助」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 10 月 15 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 36 号

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年島根県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第29条第1項第4号中「児童福祉事業」を「相談援助業務（法第13条第3項第2号に規定する相談援助業務をいう。以下同じ。）」に、「児童福祉に関する事務」及び「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

第37条第1項第4号、第58条第1項第4号、第94条第1項第4号及び第102条第1項第4号中「児童福祉事業」、「児童福祉に関する事務」及び「社会福祉事業」を「相談援助業務」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際現に乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設の長（以下この項において「乳児院等の長」という。）として勤務している者については、当該施設の長として継続して勤務している間に限り、この条例による改正後の島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例に規定する乳児院等の長として勤務している者とみなす。

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 10 月 15 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 37 号

島根県屋外広告物条例の一部を改正する条例

島根県屋外広告物条例（昭和49年島根県条例第21号）の一部を次のように改正する。

第11条の 2 の次に次の 1 条を加える。

（点検義務）

第11条の 3 第 7 条第 3 項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、規則で定めるところにより、当該許可の更新の申請をするまでに、当該許可に係る広告物又は掲出物件の本体、接合部、支持部分等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。

2 前項の規定による点検は、規則で定める規模を超える広告物又は掲出物件については、広告物又は掲出物件に関して一定の知識を有する者として規則で定める者にさせなければならない。

附 則

この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 3 年 10 月 15 日

島根県知事 丸 山 達 也

島根県条例第 38 号

島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例の一部を改正する条例

島根県流域下水道の構造の技術上の基準等を定める条例（昭和56年島根県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第 2 条及び第 7 条中「第25条の18第 1 項」を「第25条の30第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第31号）附則第 1 条本文の政令で定める日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。